

井川中学校いじめ防止基本方針

本方針は、全ての生徒が明るく元気に登校でき、充実感を持って下校できるよう学校の内外を問わないいじめの根絶を目指して策定する。

I. いじめの定義

いじめ防止対策推進法 総則 第二条

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

II. いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われるときが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

III. いじめ防止対策組織

- (1) 名称：校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭
- (3) 役割：井川中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施及び検証、修正を行い実効性のあるいじめ防止対策を講じる。
- (4) 会開催：月1回定期的に開催する
- (5) その他：いじめが発覚あるいは重大事態等が発生したときには、本組織を母体として、生徒指導主事や学級担任あるいはPTA会長や専門機関等を加えることにより対応する。
学校評価において、いじめ防止のための取り組み状況を評価項目として位置づけ、本委員会での結果を検証する。

IV. いじめの未然防止

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校風土づくりが基本となる。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努める。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくむ。

(1) 学校体制を確立し、環境整備に努める（いじめ防止の環境づくり）

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守って行くためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立する。

(2) 生徒一人ひとりが活きる教育活動と効果的な学習活動の実践（分かる授業、体験活動）

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこゝで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになる。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図るこゝで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いや対人スキルを身につけさせる。

(3) 生徒の自浄力を育てる（人権教育・道徳教育の充実）

生徒自身に「自浄力」を身につけさせるこゝは、未然防止のなかで最も重要である。道徳教育、人権教育を充実させ、命や人権を尊重し豊かな心を育てることにより「いじめを許さないと思う生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていく。

(4) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む（生徒会活動の活性化）

生徒自らがいじめ問題について学び、いじめ問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっていくかどうかをチェックするとともに、教職員は支える役割に徹するように心がける。

(5) 開かれた学校づくりの推進（保護者や地域、校区内小学校との連携）

家庭や地域、小学校との連携を密にし、開かれた学校づくりを推進するため、学校だより・学年だよりや学校ホームページを積極的に活用し情報発信に努める。また、校区内小学校との連携を推進する。さらに、学校評価の改善と学校運営の活性化に努める。地域活動に積極的に参加し、開かれた学校づくりの推進に努める。

V. いじめの早期発見

いじめは発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して問題が複雑になり、解決が困難になる。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われる。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力をつくす。

(1) 日常のきめ細やかな観察と情報共有

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは生徒の理解を深める大切な情報である。また、授業以外の様々な場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察し、気になる生徒の情報を教職員間で共有する。

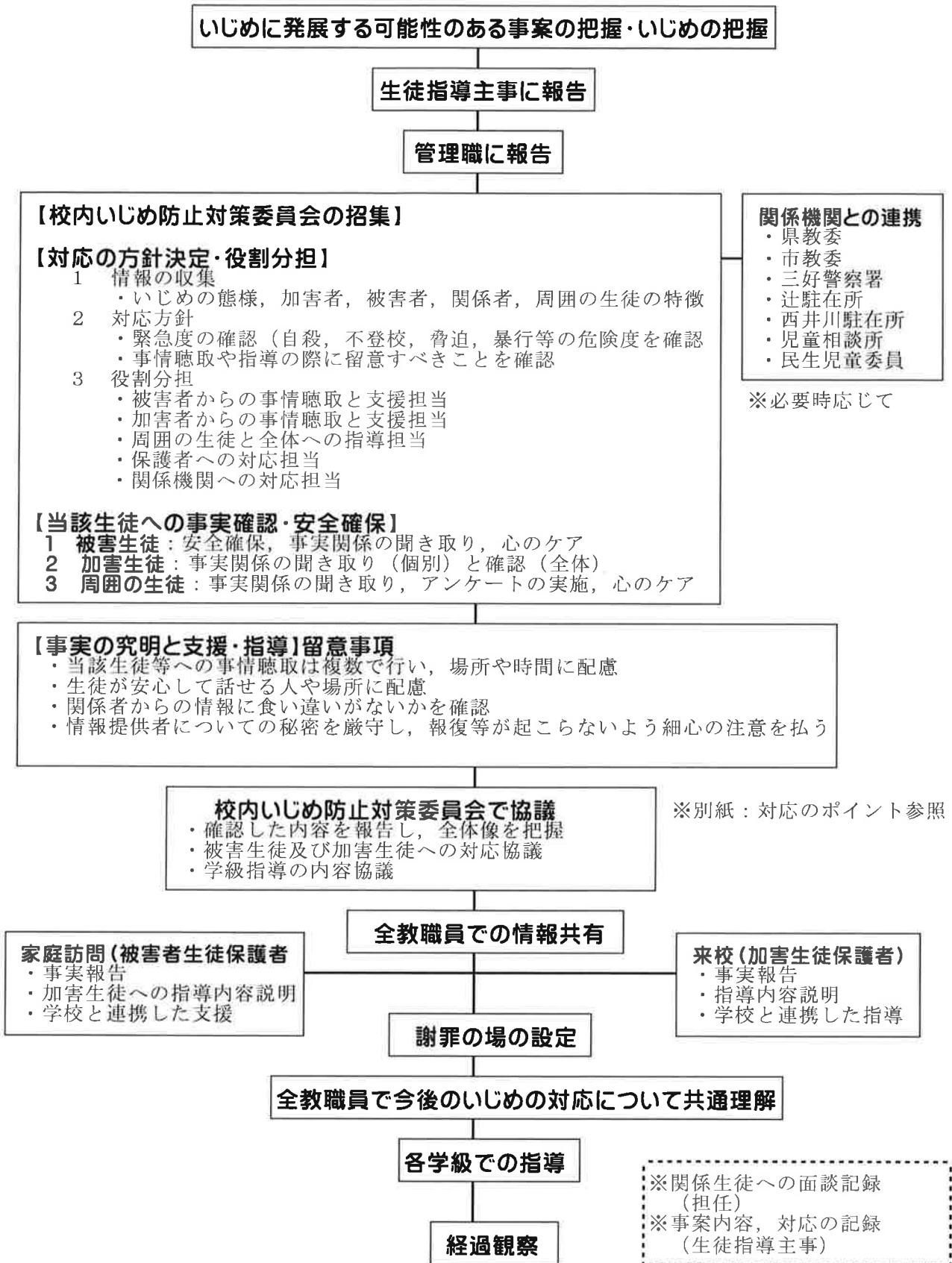
(2) 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者にあらゆる機会を通して啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくる。

(3) 定期的なアンケートの実施

毎学期、学校生活アンケートや教職員のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導方法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげる。

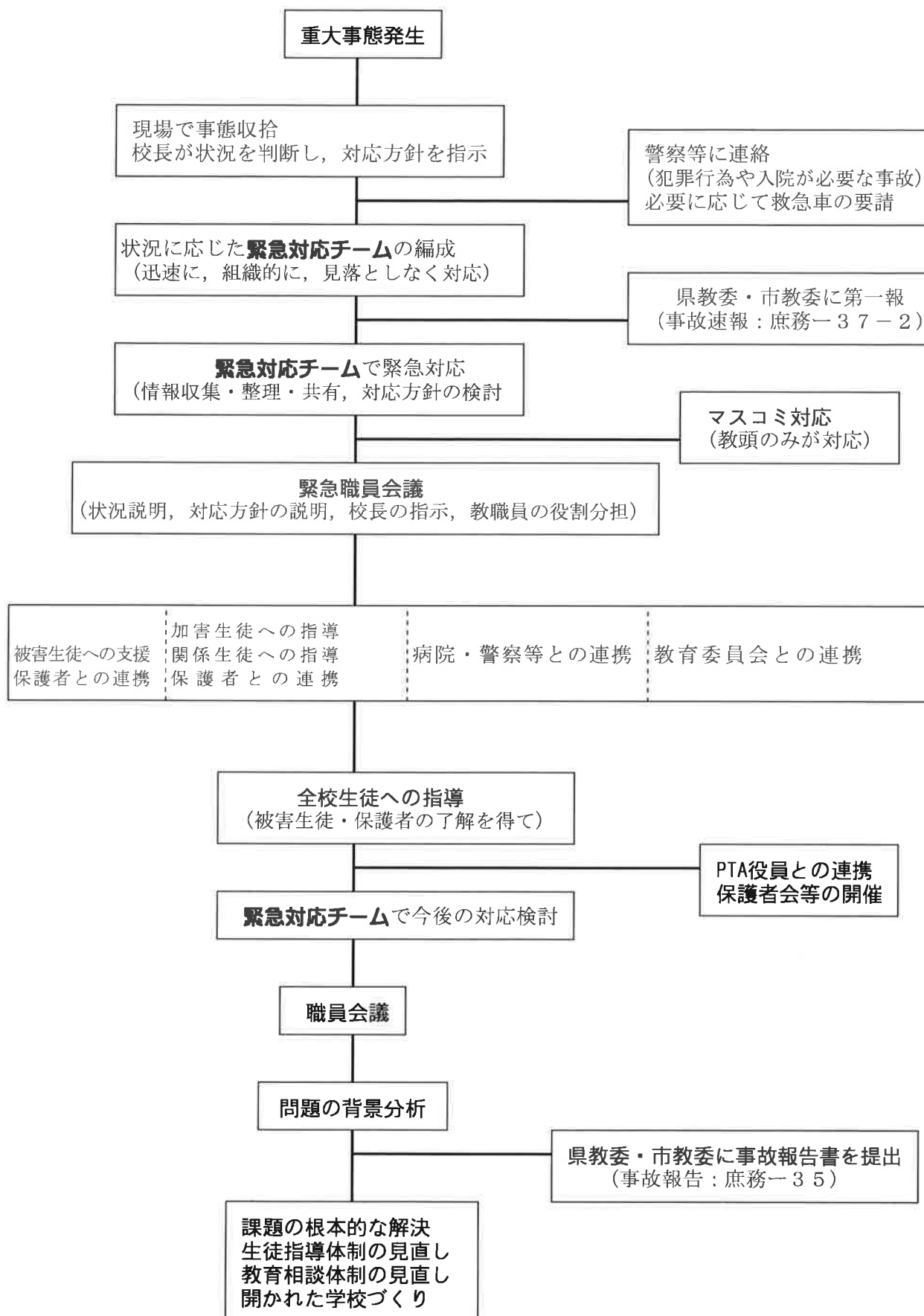
VI. いじめ発生時における対応マニュアル



※主な流れは上記のとおりとするが，事案によっては柔軟に対応する

Ⅶ. 重大事態発生時における対応マニュアル

井川中学校



VII. 重大事態発生時における対応のポイント

【被害生徒】

- ①起きている事実を確認するとともに、まず辛い今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定をはかる。
- ②いじめられている生徒を最後まで守り抜くこと、そして秘密を守ることを伝える。
- ③学校全体で取り組み、必ずいじめを解決すると伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。



【加害生徒】

- ①他の生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。
- ②いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聞いた上で指導する。
- ③心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともにいじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを自覚させる。



【学年・学校全体】

- ①学年や全校生徒を対象にアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。
- ③いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを自覚させる。



校内いじめ防止対策委員会
を中心に学校として解決にあたる



【被害生徒の保護者】

- ①発見すれば、その日のうちに事実を伝え、対応策を提案する。その際、学校としていじめた生徒を指導し、いじめられている生徒を守り抜くことを伝える。
- ②緊急避難を必要とする場合は、最大限の体制を整えることを伝える。
- ③継続して家庭との連携を取り、家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止め対応する。

【加害生徒の保護者】

- ①その日のうちにいじめの事実を伝え、いじめられる生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。
- ②いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが絶対に許されない行為であることを指導するように依頼する。
- ③生徒の変容を図るために、解決に向けた関わり方などを一緒に考える。

【関係機関】

- ①プライバシーに配慮しつつ、PTA や学校評議員などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。
- ②事案によって教育委員会
青少年育成センター
民生児童委員
児童相談所
警察
を選択する。
- ③関係機関と連携する場合は、管理職を窓口とする。

IX. 井川中学校いじめ防止年間計画

月	各学年の取り組み	学校全体の取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者への相談窓口周知 ・環境調査カードより把握された家庭からの要望・配慮事項の集約 ・人権問題学習（集団づくり） ・充実した学校生活に向けて自己目標設定 ・家庭訪問（家庭での生活の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ不登校対策委員会年間計画の確認 ・第1回町内小中管理職会 ・今後の小中連絡会 ・新入生に関する小中連絡会（生徒の状況把握） ・校内研修（生徒理解） ・第1回小中担任連絡会 ・生徒会「いじめ撲滅宣言」 ・生徒会「いじめ相談箱」設置
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年辻町探検 ・2年修学旅行 ・3年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回町内小中管理職会 ・校内研修（人権問題）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（二者面談） ・人権問題意見発表会・人権問題講演会 ・1年敬寿荘訪問 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uアンケート実施，分析 ・学校生活アンケート実施，分析，対策 ・充実した学校生活に向けての自己評価 ・「夏休みの過ごし方」作成，生徒・保護者への相談窓口周知 ・三者面談（家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） ・3年職場体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ不登校対策委員会1学期の状況確認と今後の取り組み確認 ・第2回小中担任連絡会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期始業に向け，気になる生徒への連絡，家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（生徒理解）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・あすなろ祭，体育祭への取り組みと集団づくり ・充実した学校生活に向けての自己目標設定 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・2年大島青松園訪問 ・1年林業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回町内小中管理職会 ・小中相互授業参観計画，実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題参観授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校への出前授業 ・校内研修（人権問題）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施，分析，対策 ・充実した学校生活に向けての自己評価 ・「冬休みの過ごし方」作成，生徒・保護者への相談窓口周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ不登校対策委員会2学期の状況確認と今後の取り組み確認 ・第4回町内小中管理職会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・3学期始業に向け，気になる生徒への連絡，家庭訪問等 ・充実した学校生活に向けての自己目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（生徒理解）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施，分析，対策 ・3年生を送る会に向けた取り組み（集団づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ不登校対策委員会3学期の状況確認，今年度のまとめと来年度の計画 ・第5回町内小中管理職会 ・校内研修（人権問題）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学活（1年間の振り返りと次年度に向けて） ・「春休みの過ごし方」作成，生徒・保護者への相談窓口周知 ・充実した学校生活に向けての自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回小中担任連絡会（生徒の状況把握）
日常の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○分かる授業の実践 ※ICT，ペア学習，グループ学習，異学年交流等の推進 ○月1回の生徒指導連絡会実施 ※問題行動，いじめ，不登校等の状況報告と取り組みの確認 ○朝の学活における登校状況及び健康観察とそれらの記録 ※朝の時点での生徒の状況観察 ○校舎・教室の整備活動 ※落ち着いて生活ができる環境づくり ○生徒会によるあいさつ運動 ○学校だより・学年だよりの発行と学校ホームページの更新 	